



- ・確定申告で「空家の発生を抑制する譲渡所得の特例の適用」を受けられる方は、おひとりおひとりに被相続人居住用家屋等確認書が必要です。
- ・譲渡した敷地等の所在地が名古屋市内の場合、確認書の交付申請や事前相談は下記「問合せ先」となります。
- ・申請方法は直接持ち込みか、郵送のいずれかです。
- ・申請に際して下記のとおり添付書類と申請書が必要です。申請書1通につき確認書を1通交付いたします。
- ・複数の相続人が同時に申請される場合、添付書類は1セットだけのご用意で構いません。
- ・譲渡前後の状況により必要書類が異なります。**下の矢印に沿って番号が入っている添付書類と所定の様式をご確認ください。**

【別記様式 1-1】家屋を耐震リフォーム後に家屋とその敷地を譲渡した  
↓  
【別記様式 1-2】家屋を取壊し後にその敷地を譲渡した  
↓  
【別記様式 1-3】家屋とその敷地を譲渡後、翌年2月15日までに家屋を取壊した  
↓  
【別記様式 1-3】家屋とその敷地を譲渡後、翌年2月15日までに家屋を耐震改修した

お電話の際は  
「空き家の税金控除の件」  
と、お伝えください。

## 問合せ先（交付申請受付窓口）

- 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
名古屋市スポーツ市民局地域振興課（空家等対策担当）  
TEL：052-972-3112  
FAX：052-972-4458  
Mail：a3130@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp  
【市公式ウェブサイト】<https://www.city.nagoya.jp> 一サ  
イクル内検索で「空き家の発生」と検索していただく、と、当制  
度のリンク「空き家の発生を抑制するための特別措置」が  
表示されます。申請書様式のダウンロードはそこから可能  
です。

被相続人居住用家屋等確認書 交付申請・事前相談

**ご予約メモ**

**電話：052-972-3126**

名古屋市役所 地域振興課  
(直通)

必ず予約の上、ご来庁ください。事前相談のみの場合も電話予約をお願いいたします。

お電話の際は「空き家の税金控除の件」とお伝えください。

日時：令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日（\_\_\_\_曜日）



午前・午後\_\_\_\_時\_\_\_\_分～ ※30分～1時間程度かかります

場所：名古屋市役所 本庁舎 5階（スポーツ市民局 地域振興課）

- ・申請から交付まで、1週間程度必要です（時期によっては2週間程度）。
- ・郵送で申請される場合、申請書と添付書類をコピーしたものをお手元に残しておいてください。
- ・「■添付書類のご案内 名古屋市に『被相続人居住用家屋等確認書』の交付申請される方へ」もあわせてご覧ください。お電話の際もお手元にご用意いただくことをおすすめします。

ご注意：申請の際は申請書（様式1-1、1-2、1-3のいずれか）及び添付書類が必要です。